



第4章の2 公的年金等に対する源泉徴収

族に係るもの	㉞ 扶養親族がいる場合	1人につき32,500円
	特定扶養親族がいる場合	52,500円
	老人扶養親族がいる場合	40,000円
	㉟ ㉞及び㉞の人が障害者（特別障害者）に当たる場合	1人につき22,500円 (35,000円)

㉞ 平成16年12月31日以前に支払うべき公的年金等に対する源泉徴収税額の計算の際控除される「控除額」は次のとおりとされる。

㉞ 基礎的控除額

受給者の区分	控 除 額
年齢65歳以上の者	公的年金等の支給金額の月割額×25%+10万円…（計算した金額が15万円未満の場合には、15万円）
年齢65歳未満の者	公的年金等の支給金額の月割額×25%+6万5,000円…（計算した金額が9万円未満の場合には、9万円）

㉞ 人的控除額（「㉞」欄から「㉞」欄までにより求めた金額の合計額）

区 分	内 容	控 除 額	
本人に係るもの	㉞ 老年者に当たる場合	40,000円	
	㉞ 障害者（特別障害者）に当たる場合	22,500円 (35,000円)	
控除対象配偶者及び扶養親族に係るもの	㉞ 控除対象配偶者（老人控除対象配偶者）がいる場合	65,000円 (72,500円)	
	㉞ 扶養親族がいる場合	1人につき32,500円	
		特定扶養親族がいる場合	52,500円
		老人扶養親族がいる場合	40,000円
	㉞ ㉞及び㉞の人が障害者（特別障害者）に当たる場合	1人につき22,500円 (35,000円)	

㉞ 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出がない者

控除額＝公的年金等の支給額×25%

4 公的年金等（適格退職年金等を除く。）の支払を受ける場合において、その年中に支払を受けるべきその公的年金等の額がその年最初にその支払を受けるべき日の前日の現況において一定額に満たないときは、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出も、源泉徴収も要しないこととされている（法203の6）。

㉞ 1 公的年金等の支払者から特定公的年金等（「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出の際に経由した公的年金等の支払者から支払を受ける公的年金等をいう。）の支払を受ける者である居住者については、特定公的年金等に係る定率控除前の源泉徴収税額から公的年金等定率控除額を控除することとされていた（旧負担軽減措置法14㉞）。

この「公的年金等定率控除額」は、平成18年1月1日から平成18年12月31日までの間に支払うべき特定公的年金等については、定率控除前の源泉徴収税額の10%相当額とされる。ただし、その金額が「10,450円×その特定公的年金等の支払の計算の基礎となつた期間の月数」の金額を超える場合には、その計算した金額が限度とされる（旧負担軽減措置法14㉞）。

なお、平成11年4月1日から平成17年12月31日までの間に支払うべき特定公的年金等に係

る「公的年金等定率控除額」は、定率控除前の源泉徴収税額の20%相当額とされている。ただし、この20%相当額が「20,850円×その特定公的年金等の支払の基礎となつた期間の月数」の金額を超える場合には、この金額が限度とされる。

また、平成18年度税制改正における定率減税の廃止に伴い、平成19年1月1日以後に支払うべき特定公的年金等については、上記の公的年金等に係る源泉徴収の特例（定率控除前の源泉徴収税額から公的年金等定率控除額を控除して源泉徴収税額を計算する特例）は廃止される。

2 平成11年1月から同年3月までの間に支払われた特定公的年金等につき源泉徴収された所得税についても、次のような定率減税の特別調整のための特例措置が講じられている。

(1) 原則として平成11年6月1日において公的年金等の支払者から特定公的年金等の支払を受ける者である居住者が、同年1月1日から同年3月31日までの間にその同じ支払者から支払を受けた同年中の特定公的年金等につき所得税の源泉徴収をされている場合には、その者の同年6月1日以後最初にその支払者から支払を受ける同年中の特定公的年金等（以下「当初控除適用公的年金等」という。）につき源泉徴収すべき所得税の額から年金特別調整定率控除額を控除することとされている。ただし、その年金特別調整定率控除額がその所得税の額を超える場合には、その所得税の額相当額が限度とされる（旧負担軽減措置法附則7①、旧負担軽減措置令附則2）。

(2) 年金特別調整定率控除額のうち上記(1)による控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、当初控除適用公的年金等の支払の日後にその支払者から支払を受ける平成11年中の特定公的年金等につき源泉徴収すべき所得税の額から、順次控除することとされている（旧負担軽減措置法附則7②）。

(3) 上記(1)及び(2)の年金特別調整定率控除額は、平成11年1月1日から同年3月31日までの間に当初控除適用公的年金等の支払者から支払を受けた同年中の特定公的年金等につき源泉徴収された所得税額の合計額の20%相当額とされている。ただし、この20%相当額が「20,850円×その支払を受けた特定公的年金等ごとの支払の計算の基礎となつた期間の月数」の金額の合計額を超える場合には、その合計額が限度とされる（旧負担軽減措置法附則7③）。

〔源泉四三〇〕

## 二 公的年金等の源泉徴収制度の特色

1 我が国の公的年金制度には、独自の歴史的な背景、経緯を持つた職域等に基づくさまざまな制度が分立しており、その間で、例えば転職者についての通算老齢年金制度等による一定の調整は図られていたものの、その要件、掛金負担・給付水準、支給開始年齢などの設計が制度ごとに区々なものとなつていた。このような、いわばタテ割りの制度においては、制度ごとの不均衡感等の問題のほか、例えば国鉄共済組合の財政危機が一時期話題となつたことに見られるように、年金受給者と現役の被保険者との人数のバランスが崩れることなどにより制度が不安定化する危険は避けられないと考えられた。

また、制度の成熟による加入期間の長期化等により給付水準、負担水準がともに上昇し、現役サラリーマンと年金受給者の間の世代間のアンバランスが生じることも懸念されたところであつた。

このような状況を踏まえ、昭和60年の公的年金制度の改革（以下「年金制度改革」という。）においては、公的年金の一元化への第一歩として、従来自営業者等を対象とし、厚生

一九六三

## 第6節 国内に恒久的施設を有する非居住者又は外国法人の受ける国内源泉所得に係る源泉徴収の免除の特例

### 一 非居住者の場合

次の表の「源泉徴収を免除される非居住者」欄に掲げる非居住者で後述する一定の要件を備えている者が、それぞれ次の表の「源泉徴収を免除される国内源泉所得」欄に掲げる国内源泉所得の支払を受ける場合に、後述するように、一定の要件を備えていること及びその支払を受けることとなる国内源泉所得が「源泉徴収を免除される国内源泉所得」に該当することについて納税地の所轄税務署長の証明書の交付を受け、その証明書をその国内源泉所得の支払をする者に提示したときは、その支払をする者は、その証明書が効力を有している間に支払うその国内源泉所得については、所得税の源泉徴収は要しないこととされている（法214④）。

#### 1 源泉徴収を免除される非居住者とその免除される国内源泉所得

源泉徴収を免除される非居住者	源泉徴収を免除される国内源泉所得
A 国内に支店、工場その他事業を行う一定の場所を有する非居住者	①組合契約事業利益の配分（法161ⅠのⅡ）、②人的役務の提供事業者が受ける人的役務の対価（法161Ⅱ）、③不動産等の賃貸料等（法161Ⅲ）、④船舶又は航空機の貸付けによる対価（法161Ⅲ）、⑤貸付金の利子（法161Ⅵ）、⑥工業所有権の使用料等（法161Ⅶ）、⑦人的役務の報酬（法161Ⅷイ（給与に係る部分を除く。）又は⑧保険年金（法161Ⅹ） ただし、次に掲げるものは源泉徴収を免除されない（令332）。 (イ) 工業所有権の使用料等で所得税法第204条第1項第1号に掲げる報酬又は料金に該当するもの (ロ) 給与、報酬等（法161Ⅷイに掲げるもの）で所得税法第204条第1項第5号に掲げる人的役務の提供に関する報酬又は料金に該当するもの以外のもの (ハ) 保険年金でその支払額が25万円以上のもの
B 国内において建設、すえ付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務の提供（「建設作業等」という。）を1年を超えて行う非居住者（Aの非居住者を除く。）	左記の者が国内において行う建設作業等に係る事業に帰せられるもので、上記Aの源泉徴収を免除される国内源泉所得に該当するもの
C 国内に自己のために契約を締結する権限のある代理人等を置く非居住者（Aの非居住者を除く。）	左記の者が国内において代理人等を通じて行う事業に帰せられるもので、上記Aの源泉徴収を免除される国内源泉所得に該当するもの

源泉徴収を免除される非居住者が第161条第1号の2に規定する組合契約（民法組合契約等）を締結している組合員である場合には、民法組合契約等に基づいて行う事業以外の事業について、第164条第1項第1号から第3号まで（国内に恒久的施設を有する非居住者）に掲げる非居住者に該当する者である場合に限り、この特例の対象とされる。

## 2 源泉徴収の免除を受けるための要件

非居住者が源泉徴収の免除を受けるためには、次の要件を備えていなければならない（令330）。

- ① 法第229条の規定による開業等の届出書を提出していること。
- ② 納税地に現住しない非居住者については、その者が国税通則法第117条第2項の規定による納税管理人の届出をしていること。
- ③ その年の前年分の所得税に係る確定申告書を提出していること。
- ④ 源泉徴収を免除される国内源泉所得が、法その他所得税に関する法令（日本国が締結した所得に対する租税に関する二重課税防止のための条約を含む。）の規定により総合課税に係る所得税を課される所得のうちに含まれるものであること。
- ⑤ 偽りその他不正の行為により所得税を免れたことがないこと。
- ⑥ 所得税の源泉徴収の免除を受けるために3の証明書を国内源泉所得の支払者に提示する場合に、その支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その国内源泉所得の支払の場所並びにその提示した年月日を帳簿に記録することが確実であると見込まれること。
- ⑦ 源泉徴収を免除される非居住者の区分に応じ、その源泉徴収を免除される国内源泉所得がその者の国外にある住所、居所又は事務所、事業所その他これらに準ずるものにあてて支払われる場合には、その国内源泉所得について法の規定による申告を適正に行うため、その者が、その国内源泉所得の支払を受ける都度、その者の国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（これらが二以上あるときは、そのうち主たるもの）に対してその国内源泉所得の種類、金額、計算の基礎、支払年月日その他必要な事項を通知し、かつ、その国内にある事務所等においてこれらの事項をその帳簿に記録することが確実であると見込まれること。

## 3 源泉徴収の免除を受けるための手続等

- (1) 非居住者が、所得税の源泉徴収の免除を受けるためには、所定の申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、源泉徴収の免除を受けられる要件を備えたものである旨の証明書の交付を受け、源泉徴収の免除を受けようとする国内源泉所得の支払者に提示しなければならない（法214④、令331①②）。
- (2) 非居住者から証明書の提示を受けた国内源泉所得の支払者は、その非居住者に対する国内源泉所得の支払に関する帳簿を備え、その非居住者の氏名及びその証明書の有効期限を記載しなければならない（令331②）。

## 4 源泉徴収の免除の要件に該当しなくなつた場合の手続等

- (1) 3の証明書の交付を受けた非居住者が、その交付を受けた後、2の免除のための要件に該当しないこととなり、又は源泉徴収を免除される非居住者に該当しないこととなつた場合には、その該当しないこととなつた日以後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書にその証明書を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その者がその証明書を提示した国内源泉所得の支払者に対しその旨を通知しなければならない（法214②、令333①）。
  - ① その者の国内にある事務所等の名称、所在地及び代表者その他の責任者の氏名並びに国税通則法の規定により届け出た納税管理人がその責任者と異なるときは、納税管理人の氏

名

- ② 2で述べた源泉徴収の免除を受けるための要件に該当しないこととなり、又は1で述べた源泉徴収が免除される非居住者に該当しないこととなつた事情の詳細
  - ③ その者がその証明書を提示した国内源泉所得の支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その国内源泉所得の支払の場所
  - ④ その他参考となるべき事項
- (2) 証明書の交付を受けた非居住者は、3の申請書に記載した事項のうち、その氏名、住所等の一定の事項に変更があつた場合には、遅滞なく、その旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない(令333②)。
- (3) 納税地の所轄税務署長は、証明書の交付を受けた非居住者が、その交付を受けた後、2の免除のための要件に該当しないこととなり、又は源泉徴収を免除される非居住者に該当しないこととなつたと認める場合には、その非居住者に対し、書面によりその旨を通知する(法214③)。
- この場合、その通知を受けた非居住者は、その通知を受けた日以後遅滞なく、証明書を提示した国内源泉所得の支払者にその通知を受けた旨を通知しなければならない(法214④)。
- (4) 納税地の所轄税務署長は、(1)の届出があつた場合又は(3)の通知をした場合には、その届出をした非居住者又は通知を受けた非居住者の氏名等の一定の事項を官報に掲載して公示する(法214⑤、規則77の5)。

#### 5 証明書の効力

証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う(法214⑥)。

- ① その証明書につき納税地の所轄税務署長が定めた有効期限を経過したとき。
- ② 4(4)の公示があつたとき。

#### 6 罰則

次のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処せられる(法242Ⅱ)。

- ① 2の免除のための要件に該当しないのに偽りの申請をして証明書の交付を受けた者
- ② 4(1)の所轄税務署長への届出又は国内源泉所得の支払者への通知をしなかつた者
- ③ 4(3)の国内源泉所得の支払者への通知をしなかつた者

#### 7 平成16年度税制改正に伴う経過措置

上記の特例については、平成16年度税制改正において、事務負担を軽減する観点から、納税地の所轄税務署長から交付を受けた証明書を源泉徴収義務者である国内源泉所得の支払者に「提出」する方式から「提示」する方式に改められたものであるが、これに伴い、次の経過措置が設けられているので留意する必要がある。

- ① 上記の提示方式による取扱いは、国内に恒久的施設を有する非居住者が平成16年7月1日以後に支払を受けるべき国内源泉所得について適用され、国内に恒久的施設を有する非居住者が同日前に支払を受けるべき国内源泉所得については、従前どおり、提出方式による(平成16年改正法附則①Ⅰイ、⑨Ⅰ)。
- ② ①の取扱いにかかわらず、国内に恒久的施設を有する非居住者が平成16年7月1日前に証